HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	書評
Citation	法經會論叢, 12, 140-142
Issue Date	1952-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10737
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_p140-142.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

〈書評〉

斎藤秀夫著

「國會と司法權の獨立」

―国政調査権と裁判官弾劾―

立法・司法・行政の三権相互の関係に就ての日本国憲法の規定は、旧帝国憲法がこれらの三権を制度上分立せしめ乍ら、其の最上部に於て陸海軍の統帥権と共に天皇に帰一せしめて居たところの三権分立の謂はゞ立憲君主政的型態から、最上部を国民の主権によつて統御するところの民主政的三権分立の型態へと転換したものである。斯かる転換を契機として、三権分立と言う政治理念の意義を過去の歴史に於ける発展を参照しつゝ、これを歴史的一過程として再検討し、理解して置くことは、今日の法政の批判、ひいては明日の法政への理念を養う上に極めて有益である。

斎藤教授はこの著作に於て、特に比較法学的研究の重要性を強調せられ、自らそれを実行して居られるが、これこそ今述べた歴史的過程としての検討そのものに他ならない。

本著を紹介するに当り紙面が甚だ限定せられて居る為に、内容に逐一触れることは出来ないので、主題をなして居る立法権と司法権との独立を保つ上に相互牽制がどの程度迄認められるべきかに就ての教授の所論の素描を紹介して二・三の問題を提起するにとどめる。

先づ第一編の〝司法に関する国政調査権〟に於ては、国会の国政調査権を司法作用に対して発動した場合を論じて居る。教授は、十七世紀以来の歴史を有するイギリスの調査委員会の場合を始め其の他の近世各国議会に殆んど共通な制度である国会の国政調査権に関し、英・独・仏の各国に於て過去に論議された学説乃至類似先例を説明した後、日本の新憲法に最も関係の深いアメリカの場合を稍々詳細に述べて我が国の場合に対する批判の資料と為された。

各国の個別的事例に関する叙述を要約することも此処では不可能であるから、この編に述べられて居る教授の見解を要約するに止めるが、要之〝国会の調査委員会が国権の最高機関としての性格に基礎づけられた国政調査権を有つて居るとしても、裁判に対する調査委員会の結論をそのまゝ国民の多数意志と断定して正当とすることは司法の民主化ではなく、司法の政党化又は政治化の虞れが多分にあり、事実の認定と刑の量定は飽く迄裁判所の専権事項である。国政調査権の対象につき司法をも含むと言う無制限説（参議院法務委員会説）に対し反対するものであり、如何にその調査目的が日本の民主化に則したものであつても斯かる弊害を防止する上から断じて排すべきである。又、新憲法下の調査権は強制権を伴うものであるが故に、一私人又は一法律学徒による裁判等の批判と本質的に同一にみることを許さない〟と言うのである。更に、憲法第三十五条に基づく司法権に依らなければ捜索することが出来ないことを明らかにされた。三権分立論のみならず基本的人権の上からも国会の調査権の限界を示した高柳賢三教授の説を以て、三権分立論と基本的人権の保障は同一物の表裏であ

る（個人の人権尊重の為に三権分立制が必要であると言う意味であろう）として斯かる面から三権分立論の裏面の意義を表面化した点に高柳教授の説の意味があると言つて居られる（一四六頁）点から考察すれば、斎藤教授は司法権の独立の意義を基本的人権と結びつけて居られるものと解される。かゝる基礎的意識から、更に次の様な帰結を齎らして居られるのである。（要約）

1　係属中の事件の調査は違憲であり、判決確定後の事件の調査も消極的に解する。

2　立法の為の調査としてその意味を有する国会の国政調査権は如何なる形態にしろ裁判所に対して上級審的な立場に於て国家の最高機関としての権威を振り廻すことを否定する。

此の立場を私は決して排斥するものではないが斎藤教授の御意見〃司法の政党化の排除〃と言うことから直ちに思い付くことは、国民の代表としての国会を斯く迄政党的として排斥しなければならぬ事自身、即ち、〃国会の政党化〃そのものが重大な批判の対象になつて来ることである。この点の解明が爾後の問題であると考える。

第二編の〃考査委員会における国政調査権〃に於ては、同委員会が非常設で超党派的性格を標榜したにも不拘、調査範囲（不当財産取引・非日問題等）の関係上政党色が極めて濃厚となつたことを指摘し、西尾問題・徳田問題等に関する偽証問題、菅証人の自殺（昭和二十五年四月）等から人権問題に及んで居るが、この編で問題とされて居る、考査委員会に於ける国政調査権は、第一編の場合と異り、未だ検察及び裁判に於て事件として採り上げて居らない問題を調査する場合である。これに関する結論は検察事務は行政権の作用であつて司法権の作用ではないから国政調査権の対象となり得るとされて居る。（二二五頁）

第三編の〃裁判官弾劾〃に於ては、英米両国では裁判官弾劾の訴追機関は下院であるが、裁判機関は比較的政党色の薄い上院であるのに較べ、日本では訴追機関が衆議院である上、裁判機関も両院半数宛から成ることに定めてあることは不合理であると述べて居る。又、根本的問題である裁判官弾劾と司法権の独立に関しては、これを弾劾事由との関聯に於て批判して居る。即ち、アメリカに於ても日本に於ても、弾劾事由が弾力に富んで居るが、法令の解釈に誤りがあつたことを理由として問責することは裁判そのものゝ内容に就き責任を追及することになり従つて裁判官の職務の独立に抵触するものであり絶対に弾劾の事由とならず、威信失墜の重大なる非行は、職務の外であつても弾劾の理由となるべきであると言う。

以上が三編に亘るこの書の梗概であるが餘りにも内容を縮尺した為に、原著者の考えを不完全に伝えるのみでなく更に誤認せしめるのではないかと危惧して居る。そして又、度々断片的に教授が雑誌に発表せられて居る関係論文を一編も参照し得なかつた事を甚だ遺憾とするが、予定の紙数に達したので寛容を願うこと丶し、最後に提起される問題を列挙して置き別の機会に又述べ度い。

1　国民の代表である国会がその政党的性格から憲法の番人たる最高裁の番人たらしめ得ぬとすれば、国会は果して国民の如何なる意味の代表であるのか。（第一編より）

2　社会発展と権力分立形態の相関的変動の把握。（歴史的事実の体系化として）

3　国会の最高機関性と違憲立法審査権との間に起るべき憲法解釈の権威の所在。

等々がこの書物を基礎として考うべき問題と思う。

（B5三二六頁　岩波書店発行　昭二六）

（註）　東北大教授　公法学専攻　**佐々木惣二郎**

桜井　豊著

「水田輪作農業に關する研究」

（昭和二十六年十月三〇日発行　日本農業研究所）

農業再建えの正しい道、それは労仂生産力と土地生産力との併進でなければならない（農業進化の法則）而してそれは経営規模の拡大と資本の活用と言う機能を持つ「共同経営」であると結論した桜井氏は、その理論展開の基盤を日本農業、就中日本稲作体系の分析におかれた。しかし氏は他の共同経営論者のごとく抽象的解答に止まることなく「共同経営」成立の為めの具体的、実践的技術体系を調査研究した。即ち水田輪作、水田酪農の研究がそれであり、この技術体系をとをしての農業生産力の高度化は氏の全くアムビシアスな、そうして又独創的な研究であるといつてよい。

本書は桜井氏が昭和十七年北大農業経済学科を卒え爾来今日まで日本農業研究所においてなされた研究の成果であり、この労作に先だつて「水田酪農の研究」「水田輪作と水田酪農」「農業生産力論」「農業革命と共同経営」等の単行本がある外、これに関する多くの論文が学術雑誌に掲載されている。

本書は二編十七章に分れ、三三七頁の可成の大著である。第一編第六章までは「日本に於ける水田生産力停滞」の必然性を歴史的に考察したものであり、考究の中心は生産関係特に水の社会問題と関聯せしめて論じられている。考察は水稲耕作の起源から今日に到るまで、多くの文献を渉猟したものである。しかし第六章土地利用変更の必然性において、水田農業生産力高度化も必然的に輪作によらねばならぬと規定する氏の説は少しこだわりすぎるのではなかろうか、輪作農業をもつて至上の発展形態に止揚しているところに異論がある。第二編は第一編に於ける理論的展開の実証であり、北海道に於いて展開した田畑輪換、水田酪農の技術体系を調査研究したものである。本編における多くの資料は氏の提唱する技術体系の実践に役立つものであるが、実際にこれらの技術体系の展開が今後も益々生産力の高度化に役立つかどうか多くの疑問を抱くものである。戦後激増した水田の畑地換元は真に新技術体系確立のためのものであつたか、若しそうだとすれば最近に於ける還元畑の再び永久水田化をどう説明すべきか、このような点から氏の問題の取上げ方は少し甘すぎるのではなかろうか、しかし著者の長い研鑽の結果がここに集積せられ、極めて有益貴重な資料、特に独創的な考察を随所になされている。外延的な耕境の拡大から内延的耕境拡大を要請されている日本農業をこれ程積極的に取扱つたものは未だ寡聞にして知らないが、著者のこの先駆的業績は日本農学界において高く評価されるべきものと考えられる。

桃野作次郎